

一般財団法人富山県バスケットボール協会倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人富山県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の組織運営及び諸事業の推進等に関わる全ての関係者が、本協会の社会的使命及び役割を自覚し、本協会の目的及び事業執行において社会からの疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって、本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において対象となる個人は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の評議員
- (2) 本協会の理事及び監事
- (3) 本協会の名誉役員
- (4) 本協会の職員
- (5) 本協会の委員会を構成する委員長、副委員長及び委員
- (6) 本協会に所属する選手
- (7) 本協会に所属する指導者、審判及びその他の関係者
- (8) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）の役員

2 この規程において対象となる団体は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本協会の傘下団体（市町村協会、各種連盟等）
- (2) 本協会の加盟チーム

3 第3条に規定する遵守事項に違反した個人又は団体が、当該違反行為時に前2項の各号のいずれかに該当するときは、懲罰時に同号に該当しなくとも、懲罰の対象とすることができる。

(遵守事項)

第3条 前条第1項に定める個人は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 本協会、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「JBA」という。）、国際バスケットボール連盟（FIBA）、FIBA ASIA、国際オリンピック委員会（IOC）、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（JSAA）、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人富山県スポーツ協会等（以下「関連団体」という。）及び所属する団体の定款、規則、規程、命令、指示等（以下「規程類」という。）に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為を行ってはならない。
- (4) 方法や形式のいかんにかかわらず、また、直接若しくは間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為又は公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 本協会、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉又は信用を棄損する行為をしてはならない。
- (6) バスケットボールに関する不正な利益の供与、申込み、要求、約束、あっせ

んなどをしてはならない。

- (7) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理に関わる不正な行為を行ってはならない。
- (8) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持ってはならない。
- (9) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

2 前条第2項に定める団体は、以下の各号を遵守しなければならない。

- (1) 法令に反してはならない。
- (2) 関連団体の規程類に反してはならない。
- (3) 暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング、八百長等の不適切な行為及びスポーツのインテグリティ又はフェアプレーを著しく害する行為の根絶に努めなければならない。
- (4) 方法や形式のいかんにかかわらず、また、直接若しくは間接を問わず、バスケットボールにかかるスポーツ振興投票に関する不正行為又は公正を害するおそれのある行為に一切関与してはならない。
- (5) 適切なガバナンス体制を構築し、維持するよう努めなければならない。
- (6) 本協会、前条に定める個人及び団体並びに本協会にかかわる一切の者の名誉及び信用を尊重するよう努めなければならない。
- (7) スポーツに関する紛争について、公平で透明性のある手続によって解決するものとし、解決に向けて適切に対応するよう努めなければならない。
- (8) 補助金、助成金等に関して不正な経理処理及び不正な申請並びに脱税その他の経理に関わる不正な行為を防止しなければならない。
- (9) 社会の秩序に脅威を与える反社会的な勢力等と一切の関係を持ってはならない。
- (10) その他、バスケットボールに関して、直接又は間接を問わず、品位を失うべき非行を行ってはならない。

(懲罰対象期間)

第4条 第5条の懲罰対象事実があったときから5年が経過した場合は、特段の事由が存する場合を除き、当該懲罰対象事実につき裁定委員会の審理を開始することができない。

(懲罰の種類)

第5条 第2条に規定する個人又は団体は、第3条に規定する遵守事項に違反した事実(以下「懲罰対象事実」という。)をもって懲罰の対象となる(以下「懲罰対象者」という。)

2 個人の懲罰対象者に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
- (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
- (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
- (4) 減給 本協会から報酬又は給与(以下「報酬等」という。)を得ている個人の報酬等を減額すること。ただし、職員の場合は、労働基準法第91条に則るものとする。

- (5) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
 - (6) 一定期間若しくは無期限の職務の停止又は職務の解任
職務について一定期間若しくは無期限に停止する又は職務を解任すること。ただし、役員等の解任については、別に定める規程類に基づくものとする。
 - (7) 一定期間若しくは無期限の登録資格の停止又は再登録の禁止
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間若しくは無期限に停止する又は資格の再登録を一定期間若しくは無期限に禁止すること。
 - (8) 除名 本協会の登録資格を抹消すること。
 - (9) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 3 団体の懲罰対象者に対する懲罰の種類は、次の各号に定めるものとする。
- (1) 譴責 始末書を取り、注意し戒めること。
 - (2) 罰金 一定の金額を本協会に納付させること。
 - (3) 没収 不正に取得した利益を剥奪し、本協会に帰属させること。
 - (4) 一定期間又は無期限の公式試合出場資格の停止
公式試合における一定期間又は無期限のコート、ベンチ、ロッカールーム等の区域に立ち入ることを禁止し、出場資格を停止すること。
 - (5) 一定期間若しくは無期限の登録資格若しくは加盟資格の停止又は再登録若しくは再加盟の禁止
バスケットボールに関する一切の活動について、一定期間若しくは無期限に停止する又は再登録若しくは再加盟を一定期間若しくは無期限に禁止すること。
 - (6) 下位ディビジョンへの降格
リーグ等において、下位ディビジョンへ降格させること。
 - (7) 除名 本協会の登録資格又は加盟資格を抹消すること。
 - (8) 永久追放 本協会から追放した上、復権を認めないこと。
- 4 ドーピングに対する懲罰については、JBAが定める規程によるものとする。
- 5 第2項及び第3項の譴責、罰金、没収、降級又は抹消については、その他の懲罰と併せて科することができる。
- 6 個人による暴力、セクシャル・ハラスメント、その他のハラスメント、不正な経理や申請等については、JBA裁定規程の別表を準用し、懲罰を決定する。
(コーチライセンス保有者に対する懲罰)
- 第6条 懲罰対象者がJBAのコーチライセンス保有者である場合は、JBA倫理規程第6条の規定を準用する。
(管理監督関係者の加重)
- 第7条 役員又は指導者その他の管理監督関係者が懲罰の対象となる場合は、特段の定めがない限り、その違反行為について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。
(両罰規定)

第8条 第2条第2項の団体に所属する同条第1項の個人が懲罰の対象となる場合は、当該個人に対して懲罰を科すほか、当該個人が所属する団体に対しても懲罰を科すことができる。ただし、当該団体に過失がなかったときは、この限りではない。

(罰金の合算)

第9条 同時に複数の懲罰対象事実が罰金の対象となった場合は、各々の罰金の合算額をもって罰金の金額とする。

(懲罰対象事実の重複による加重)

第10条 同種の懲罰対象事実を重ねて行った場合には、当該懲罰対象事実について定められた懲罰の2倍以下相当の範囲内において、懲罰を加重することができる。

(酌量減輕)

第11条 懲罰対象事実が認められる場合において、その情状において酌量すべき事情があるときは、その懲罰を軽減することができる。

(他者を利用した者に対する懲罰)

第12条 他の者を利用して懲罰対象事実を行わせた者は、自ら懲罰対象事実を行った場合と同様の懲罰を科すものとする。

(復権)

第13条 1年以上の有期又は無期の資格(公式試合出場資格、登録資格又は加盟資格)の停止、1年以上の有期若しくは無期の再登録若しくは再加盟の禁止又は除名の懲罰を受けた者は、有期の場合は停止又は禁止の期間の3分の2を経過したとき、無期の場合は3年を経過したとき、除名の場合は10年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

2 前項の規定にかかわらず、1年以上の有期又は無期の資格の停止、1年以上の有期若しくは無期の再登録の禁止又は除名の懲罰を受けた者が、第2条第1項第6号に定める選手であった場合には、有期の場合は停止又は禁止の期間の2分の1を経過したとき、無期の場合は1年を経過したとき、除名の場合は5年を経過したとき、理事会の決定により復権することができる。

3 復権の手続は、別に定めるものとする。

(改廃)

第14条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

この規程は、2022年9月19日から施行する。

附 則

この規程は、2023年11月15日から施行する。